

保護者各位

令和6年度 特別支援教育就学奨励費の支給申請について

特別支援教育就学奨励費とは・・・古賀市立学校の特別支援学級就学児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市が援助をする制度です。

○支給対象者 ※生活保護受給者・就学援助受給者は対象となりません。

- ① 古賀市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者（世帯の収入等により支給額が異なります）
- ② 古賀市通級指導教室（古賀東小学校・舞の里小学校・古賀中学校内）に通う児童生徒の保護者
（公共交通機関利用の通学費のみ支給対象）

○申請受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月30日（月）17時まで

○申請方法

下記のいずれかの方法で申請をしてください。

① 窓口申請

場所：古賀市教育委員会 学校教育課学事係（市役所第2庁舎4階）

② オンライン申請

以下のURL もしくは二次元バーコードから申請

注意点

※学校では受付できません。

※令和6年1月1日時点で古賀市以外に在住の場合は、本市で所得情報の確認ができないため、オンライン申請はできません。

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=9jYACmti>

二次元バーコード



○提出書類

- ① 特別支援教育就学奨励費支給申請書
- ② 誓約・同意書

※令和6年1月1日時点で古賀市以外に在住の場合は、その居住地の「所得課税証明書」が必要。(平成16年4月1日以前に生まれた方全員分が必要)。

○支給時期等について

- ※ 12月(4~12月分)及び3月(1~3月分)に学校長を通じて支給予定です。
- ※ 上限金額が設定されている費目につきましては、市から学校もしくは保護者に対して、負担額の確認を行います。

○支給予定金額

支給区分	学校種別	対象児童生徒	年間支給予定額 (令2条2項該当)	年間支給予定額 (令2条3項該当他)
学用品・通学用品費、 校外活動参加費(宿泊 を伴わないもの)	小学校	1~6年生	6,620円上限	—
	中学校	1~3年生	12,525円上限	—
校外活動参加費(宿泊 を伴うもの)	小学校	5年生	実費の半額(1,845円上限)	—
	中学校	1年生	実費の半額(3,105円上限)	—
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	小学校	1年生	25,555円上限	—
	中学校	1年生	30,490円上限	—
通学費	小中学校	公共交通機関利用者	実費	実費の半額
修学旅行費	小学校	6年生	実費の半額(10,790円上限)	—
	中学校	2年生	実費の半額(28,860円上限)	—
学校給食費	小中学校	全学年	実費の半額	—

※令2条2項該当 …特別支援学級就学児童生徒の保護者の世帯収入額が生活保護基準額の2.5倍未満の場合

※令2条3項該当他…特別支援学級就学児童生徒の保護者の世帯収入額が生活保護基準額の2.5倍以上の場合
もしくは、通級指導教室在籍児童生徒の保護者

お問い合わせ 古賀市教育委員会 学校教育課 (942-1130)